

議案第 155 号

前橋市スポーツ施設の設置及び管理に関する条例の改正について

令和 5 年 1 1 月 2 9 日提出

前橋市長 山 本 龍

前橋市スポーツ施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 前橋市スポーツ施設の設置及び管理に関する条例（平成 16 年前橋市条例第 49 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項の表前橋市六供温水プールの項を削る。

別表中 8 の項を削り、9 の項を 8 の項とし、10 の項から 20 の項までを 1 項ずつ繰り上げる。

第 2 条 前橋市スポーツ施設の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項の表に次のように加える。

前橋市ローズタウンサッカー場	前橋市富田町 1 6 7 4 番地 8
----------------	---------------------

第 3 条の見出しを「（利用許可等）」に改め、同条に次の 1 項を加える。

3 サービス提供施設（別表の 20 の項に規定するサービス提供施設をいう。以下同じ。）の利用許可の対象者は、当該サービス提供施設の入場者に対する飲食物の販売その他のサービスの提供者であって、地域の活性化に寄与すると市長が認める事業を行うものとする。

第 4 条第 2 号中「又は附属器具」を「、設備又は附属器具（以下「施設等」という。）」に改める。

第 13 条を第 15 条とする。

第 12 条第 5 項中「第 5 条まで」を「第 6 条まで及び第 11 条」に改め、同条を第 13 条とし、同条の次に次の 1 条を加える。

（利用料金）

第 14 条 前条第 1 項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合において、市長は、適当と認めるときは、指定管理者が使用料の額の範囲内において市長の承認を得て定める額を、スポーツ施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）とし、当該指定管理者の収入として収受させることができる。

2 市長は、必要があると認めるときは、利用料金の一部を市の歳入として指定管理者から徴収することができる。

3 第1項の規定により利用料金を収受させる場合における第7条から第9条までの規定の適用については、これらの規定中「使用料」とあるのは「利用料金」と、「市長」とあるのは「指定管理者」とする。

第11条本文中「施設又は附属器具」を「施設等」に改め、同条を第12条とする。

第10条に次のただし書を加える。

ただし、市長が原状に回復する必要がないと認める場合は、この限りでない。

第10条を第11条とし、第9条を第10条とする。

第8条中「第6条第1項」を「第7条第1項」に改め、同条を第9条とし、第7条を第8条とする。

第6条に次の1項を加える。

3 サービス提供施設を利用しようとする者は、利用許可を受けてから市長が指定する期限までに使用料を納付しなければならない。

第6条を第7条とし、第5条の次に次の1項を加える。

(特別の設備)

第6条 サービス提供施設の利用許可を受けた者は、当該サービス提供施設に市規則で定める特別の設備を設置しようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。この場合において、許可を受けた設備を変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

2 前項の設備の設置に要する費用は、利用許可を受けた者の負担とする。

別表中「第6条関係」を「第7条関係」に改める。

別表の19の項の次に次の1項を加える。

20 前橋市ローズタウンサッカー場

区 分			使 用 料
占 有 利 用	天然芝サッカー場	1面	30分につき12,100円
	人工芝サッカー場	1面	30分につき7,150円
	フットサル場	1面	30分につき7,150円
サービス提供施設	基本使用料		1平方メートルにつき5,500円

(1か月につき)	加算 使用料	売上高の40パーセントの額
----------	-----------	---------------

別表の備考に次のように加える。

- 7 売上高とは、サービス提供施設の利用許可を受けた者が飲食物の販売その他のサービスの提供をして得た対価の額の総額（消費税及び地方消費税を含む。）をいう。
- 8 サービス提供施設の利用期間が1か月未満のとき又は利用期間に1か月未満の端数があるときの基本使用料は、日割りによるものとする。
- 9 サービス提供施設の利用者が電気、ガス、水道、下水道等（以下「電気等」という。）を使用する場合は、この表の20の項に定める使用料に電気等の実費相当額を加算した額を徴収する。
- 10 この表に基づいて算出した使用料の額に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

附 則

- 1 この条例は、市規則で定める日から施行する。ただし、第1条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 前橋市ローズタウンサッカー場の管理に係る指定管理者の指定、利用許可その他必要な行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。